2026年９月29日

各　　位

会 社 名　オ ー ミ ケ ン シ 株式会社
代表者名　取 締 役 社 長　髙 口　　彰
（コード：3111　東証スタンダード市場）
問合せ先　取締役管理部長　大 野　泰 由
（TEL　06-6205-7300）

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の４の４第１項に基づき、近畿財務局に本日提出いたしました第161期（2026年３月期）の内部統制報告書において、財務報告に関する内部統制に開示すべき重要な不備があるため有効ではないと判断しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．開示すべき重要な不備の内容

2026年３月16日に当社グループの情報ネットワークが第三者からのサイバー攻撃を受けて、基幹システムの停止及びファイルサーバー上のデータの一部を暗号化されたことにより、システム障害が発生しました。システム障害発生後、被害拡大を防止するため、当社は、直ちに当社グループの社内ネットワークがつながっているサーバーの停止と社内外のネットワークの遮断を実施いたしました。その結果、グループネットワーク内で運用している当社財務会計システム、販売・購買・管理といった主要な基幹システムを含む全ての社内システム、データが保存されているファイルサーバー、バックアップサーバーへのアクセスができなくなりました。

当社は、サイバー攻撃の被害を受けた直後から、事態の緊急性と経営全般に係る内容であることから、直ちに対策チームを設置し、本件インシデントの原因究明等について、外部専門家に依頼して調査を実施し、侵入経路や影響範囲を特定するとともに、その助言に基づいて二次被害の抑止策の実施及び被害を受けた情報システムや業務関連データの復旧に注力していくこととしました。

ただし、経理関連データへのアクセス障害、代替的な業務プロセスの構築、システム復旧等の対応が必要となり決算手続に遅延が生じ、結果として法定期限までに有価証券報告書を提出できない状況となりました。

サイバー攻撃を受け、システム障害が発生した原因について、外部専門家の協力のもと調査を実施した結果、情報セキュリティに関する重要性は認識して対応は行っていたものの、サイバー攻撃に関するシステム上の対応が十分ではなかったことが判明いたしました。

サイバーセキュリティに関するリスクの評価が不十分であったことから、第三者によるシステムへの不正アクセスを許して被害を受けるとともに、回復までに一定の時間を要し、法定期限までに有価証券報告書が提出できない状況が生じたという事態を踏まえて、サイバー攻撃による被害を受けた2026年３月16日において、当社の全社統制及びＩＴに係る全般統制について、開示すべき重要な不備があると判断しました。

このため、2026年３月末時点の当社グループの財務報告に関する内部統制は、開示すべき

重要な不備があるため有効ではないと判断しております。

２．事業年度末日までに是正できなかった理由

当該重要な不備は 2026 年３月 16 日に判明したため、事業年度末日まで約２週間の期間しかなく、是正策の実施と評価を完了することができませんでした。

３．開示すべき重要な不備の是正方針

開示すべき重要な不備を改善するために、復旧作業と並行して、復旧作業での課題や外部専門家の協力のもとで実施した原因究明を踏まえて、再発防止策の検討と実施について、全社を挙げて迅速に取り組んでまいりました。

そして、サイバーセキュリティの技術的な課題への対応と開示すべき重要な不備の是正のために、人、ハード、体制の観点で必要な措置を実施しております。

これらの体制の下で、識別されたシステム上の技術的な課題について、異なる防御層を重ねて、セキュリティを強化する多層防御と監視体制の構築等の対応を行っております。

以上のとおり、当事業年度末日後内部統制報告書提出日までに、評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備を是正するための施策は既に整備され、運用を開始しておりますが、引き続き、施策の着実な運用とサイバーセキュリティ対応の高度化に取り組んでまいります。

４．連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

５．連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以　上